

## 平成 25 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

### 1. 政治資金監査の結果 (概要)

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成 25 年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合は全体で増加。

	H23年分	H24年分	H25年分
・総務大臣分	96.0%	→ 96.5%	→ 95.8%
・都道府県選管分	96.1%	→ 96.5%	→ 97.6%
合計	96.1%	→ 96.5%	→ 97.1%

- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

#### <総務大臣分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	869	95.8%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	11	1.2%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	26	2.9%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	1	0.1%
計	907	100.0%

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 7 2 5	9 7. 6 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	1 1	0. 4 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	5 7	2. 0 %
(4) (2)及び(3)が複合したもの	0	0. 0 %
計	2, 7 9 3	1 0 0. 0 %

(参考)

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	3, 5 9 4	9 7. 1 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	2 2	0. 6 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	8 3	2. 2 %
(4) (2)及び(3)が複合したもの	1	0. 0 %
計	3, 7 0 0	1 0 0. 0 %

## 2. 政治資金監査報告書の記載状況等

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱したものの指摘があったところ。

(具体例)

- ・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合に、その理由や住所が明記されていなかったもの。
  - ・ 解散等をした団体に係る収支報告書の提出根拠となる規定が誤っていたもの。
  - ・ 政治資金監査の対象となる書類をすべて列記していなかったり、保存されていることを確認した書類を正確に記載していないもの。
- また、都道府県選挙管理委員会から「登録政治資金監査人に対する研修の充実」や「個別の登録政治資金監査人に対する指導の徹底」などの意見が寄せられているところ。

- そのため、
  - ・ 直接、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言を実施
  - ・ フォローアップ研修の充実及び関係士業団体との連携による研修への積極的な参加の促進
  - ・ 「政治資金監査に関するQ&A」の充実及び「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進により、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、総務大臣分、都道府県選挙管理委員会分いずれについても、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。